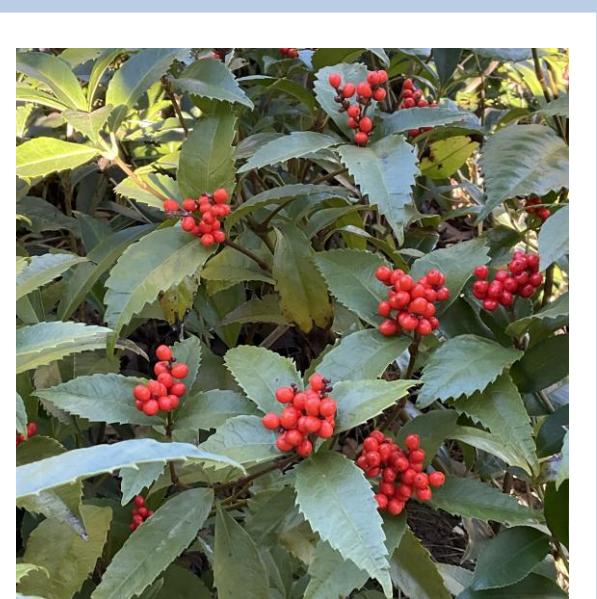


# 「埼玉県の教育・保育の質を高める」研修



2025年度

埼玉県保育協議会・保育士会  
2026.1.7

増田まゆみ(湘南ケアアンドエデュケーション研究所・元東京家政大学, 大学院教授)

# I 学びの前に今の私を知る

- 2025年度の4月から今日までの私の保育を振り返り、保育の質の向上につながる取り組み等具体的に書いてみよう

- 2025年度の4月から今日までの私の園の保育を振り返り、保育の質の向上につながる取り組み等具体的に書いてみよう

## Ⅱ 基本的 理解 振り返りの前に

# 子どもの権利条約 4つの柱

### ◎生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

### ◎守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

### ◎育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

### ◎参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

「子どもの権利条約(児童に関する権利条約)」とは

保育の現場でも大切にされるべき、4つの「子どもの権利」のことです。

1989年に国際連合で採択され、日本は1994年に批准しました。

# 「保育の現場」において大切とされる、4つの「子どもの権利」

## 1. 生きる権利

- 健康で安全に、命を守られながら生活する権利

例：子どもたちが安全に過ごせるように保育室や園庭等の環境を整える

## 2. 守られる権利

- いじめや虐待から守られ、安心して過ごせる権利

例：子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりを尊重した対応する

## 3. 育つ権利

- 愛情を受けて、遊び、学び、そして育つ権利

例：子ども一人ひとりの興味関心を受け止め、遊びや学びにつなげる

## 4. 参加する権利

- 子どもの考え方や気持ちを受け止め、それが尊重される権利

例：「今日は何して遊びたい？」と子どもの気持ちを聴いて受けとめる

# 児童憲章

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

# 「児童憲章」の3つの大切なメッセージ

## 1. すべての子どもは人として尊ばれる

子どもは大人と同じように、ひとりの人間として尊重される存在です。

保育の現場では、どの子どもにも平等に愛情と配慮をもって接することが求められます。

## 2. すべての子どもは、良い環境の中で育てられる

子どもは、安全で安心できる環境で、健やかに成長する権利があります。

保育に関わるすべての職員（施設長・保育士・保育教諭・看護師・栄養士・調理師・事務員・保育支援員・用務員等）が、子どもたちが快適に過ごせる環境づくりに関わっています。

## 3. すべての大人は、子どもの幸せを守る責任がある

大人は、子どもの意見を尊重し、「子どもの最善の利益」を考えなければなりません。

園全体として「子どもの最善の利益」の考え方で、日々の行動を見直していくことが大切です。

# 児童福祉法

## 第一章 総則

**第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(平二八法六三・全改)

**第二条** 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

**第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

# 全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

## （子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

## （子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

## （保護者との協力）

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けてとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

## （プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

## （チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

## （利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けてとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けてとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

## （地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

## （専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育士会（2003年2月26日 採択）

全国保育協議会（2003年3月4日 採択）

## 1.子どもの最善の利益を尊重する保育



○常に意識できるよう、子どもの権利条約（P2）、児童憲章（P3）、児童福祉法（P5）、全国保育士会倫理綱領（P6）を記載してあります。  
「子どもにとって最も良いことは何か」を考慮し認識していくことが重要です。

○子どもの権利条約（P2）は 1994 年に批准され、全国保育士会倫理綱領（P6）は 2005 年に策定されました。改めて園全体として学ぶ機会を作りましょう。

○「人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)」を活用し、子ども家庭福祉の情報を常にキャッチアップして実践できるようにしましょう。不適切保育について考える時間を設けることが必要です。

（参考資料）『保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～』

（平成 29 年 3 月 全国保育士会）

○「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を参照し、虐待や不適切保育の基本的な考え方や発生時の対応などを理解しましょう

（参考資料）保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和 5 年 5 月 こども家庭庁）

○子どもの最善の利益を尊重する保育を行うには、職員が心にゆとりを持てる体制作りや教育・保育環境を整えましょう。

○自園の保育方針、保育体制、保育方法などを常に確認し続け、定期的に保育の見直しを行い状況に応じて、ブラッシュアップ出来る体制にしておくことが必要です。

### 3. 子どもの主体性を尊重した教育・保育



○保育所保育指針[※解説は別添1(P13)]、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの主体性を尊重した教育・保育を行いましょう。

○子どもが自ら興味・関心をもつ活動に取り組む環境(時間や空間等)を設けましょう。  
子どもたちが主体的に遊び・学べる環境を整えましょう。

○子どもとの対話を通じて子どもの気持ちを理解し、子どもの声を引き出しましょう。

○子どものペースや個性を尊重し、過度な指示を避けましょう。  
必要に応じて、援助しながら子どもの主体性を引き出す保育を行いましょう。

#### ○保育者・保護者の主体性を尊重した関わり



○保育者や保護者は、子どもにとって安心できる存在として寄り添い、子ども自ら表現し、行動できる環境をつくりましょう。

○保育者や保護者は互いの考え方や価値観を尊重し、主体者として認め合い、感謝の気持ちを忘れずに良好な関係を築きましょう。

○保育者は、保護者との日々の話し合いを大切にし、定期的な懇談会などを通じて子どもの育ちについて共有しあいましょう。

○保護者からの相談の際には、話を聞いて欲しいのか、サポートをして欲しいのか、支援機関などに繋いでほしいのかを見極めることが重要です。そのために、挨拶をするなどの基本的なコミュニケーションから、関係作りをはじめましょう。

## ○保育者として大切にすべきこと

### (保育者個人)

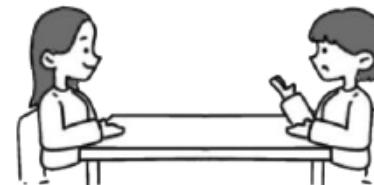
○心身ともに健康管理をしましょう。

○保育に関する新しい情報や技術等、研修を通して積極的に取り入れ、自己研鑽に努めましょう。

○主体性保育を行うためには、保育者が主体的に活動し保育を展開していくことが必要です。

○業務の中でのノンコンタクトタイムを活用しましょう。

○自分の保育に向き合い、振り返りをしましょう。



### (保育者相互)

○保育の基本である保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいた園の理念・方針・目標を理解し、保育者相互で協働して保育環境の改善に努めましょう。

○保育者間で定期的なミーティングを行い、率直に意見を出し合える職場環境を整えましょう。

○保育者同士が自分の得意分野を活かし合い、主体的に役割分担を行える環境をつくりましょう。

○多様な視点で子どもたちの活動を見守り、保育者間で意見を出し合える環境をつくりましょう。

## （園内組織）

- 組織を構成している職員一人ひとりが主体的に考え、正しい判断を身につけて行動できる環境を作りましょう。
- 職員（施設長・保育士・保育教諭・看護師・栄養士・調理師・事務員・保育支援員・用務員等）間で実践例の検討や研修の学びを共有し、互いに成長を支える環境を整えましょう。
- 経験豊かな保育者など誰もがリーダーシップを発揮できる組織作りをしましょう。
- 常に新しい風を園内に取り込む為にも、職員（パート職員等も含む）の異動も含めた人事の工夫も必要です。
- 社会情勢を踏まえ ICT の導入なども今後必要となります。  
業務省力化の観点からも全ての職員が ICT 機器等を扱えるようにしていきましょう。
- 別添2** (P14) の委員会（保育指導内容検討委員会）のような法人内部組織を検討しましょう。

- **園内研修～具体的に**

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

➡ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

➡ 地域でひとりひとりの子どもの育ちと子育てが  
応援・支援される

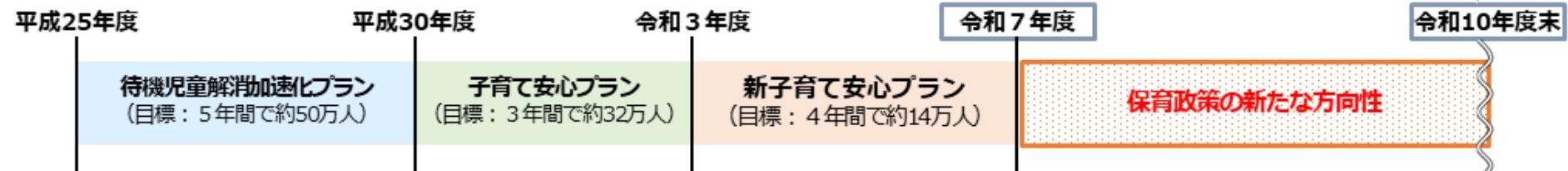
➡ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換
- ・全ての子どもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
- 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全ての子どもと子育て家庭を支援することも重要な

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。



保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等  
(総論的事項)に関する研究会  
【報告書概要】

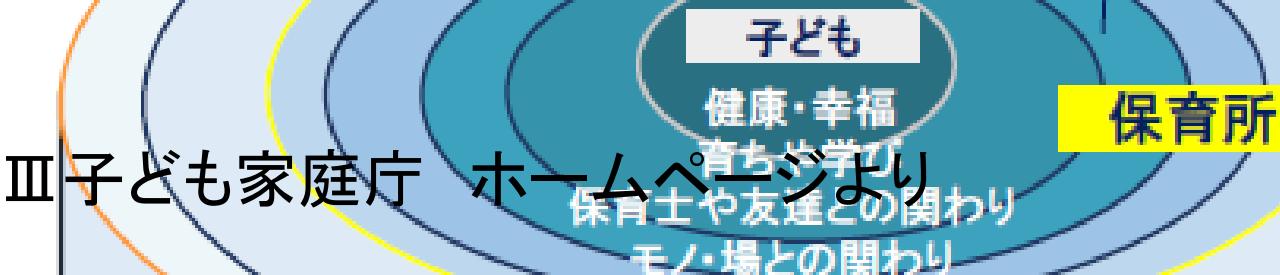
2020(令和2)年5月

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会  
総論的事項研究チーム

施設設備・園庭、遊具、素材・教材  
職員の配置や  
労働環境、資格・要件、クラス規模など

園やクラスの運  
営・マネジメント

職員同士の関係  
職員と保護者の関係  
(家庭との連携)



制度や仕組み  
社会・文化

保育所保育の基本的な考え方

児童福祉・幼児教育・  
発達研究等  
の理念・思想、知見

IV 保育の質を捉える  
視点

保育所保育の質を捉えるイメージ図

## 2. 研究会の概要

### 【各回の主なテーマ及び話題提供者】

\*…研究チーム構成員

第1回 2019年11月19日	保育所保育指針改定(訂)をめぐる議論とその背景(1) 西村重稀氏*(仁愛大学名誉教授) 山縣文治氏*(関西大学教授)
第2回 2019年11月28日	保育所保育指針改定(訂)をめぐる議論とその背景(2) 網野武博氏*(現代福祉マインド研究所所長・元東京家政大学教授) 増田まゆみ氏(湘南ケアアンドエデュケーション研究所所長・元東京家政大学教授)
第3回 2019年12月9日	日本における子ども観・幼児教育観の系譜 湯川嘉津美氏(上智大学教授)
第4回 2019年12月18日	乳幼児期の発達と保育 遠藤利彦氏(東京大学教授) 無藤隆氏(白梅学園大学教授)
第5回 2020年1月14日	保育の実践と保育の質の向上に向けた取組ー乳児保育に焦点をあてて 阿部和子氏(大妻女子大学名誉教授・大阪総合保育大学特任教授) 宮本里香氏(横浜市こども青少年局保育・教育人材課担当係長) 山本恵理子氏(世田谷区保育担当部保育課教育・保育施設担当(育成支援班)係長)
第6回 2020年1月17日	戦後日本における保育者のライフヒストリー 岩崎美智子氏(東京家政大学教授) 保育の実践と保育の質の向上に向けた取組 上村初美氏(社会福祉法人二葉会砂山こども園副園長) 御園愛子氏(社会福祉法人豊福祉会理事長)
第7回 2020年1月30日	保育の実践と保育の質の向上に向けた取組 石田雅一氏(社会福祉法人吳竹会三茶こだま保育園園長) 小島伸也氏(社会福祉法人わかば福祉会理事長) 坂崎隆浩氏(社会福祉法人清隆厚生会理事長)
第8回 2020年1月31日	全体を通じての議論・まとめ

# V 「私・園の今」をチェックしてみましょう

## V-1 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

- ・ 私は、保育者として…

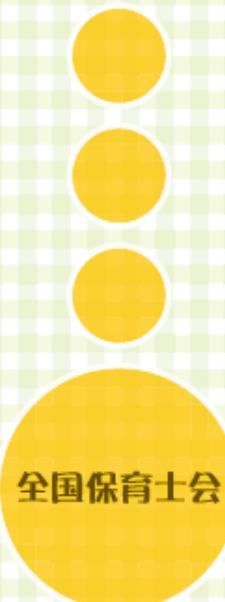
- ・ 保育者等は

- ・ グループで語り合いましょう

保育所・認定こども園等における

## 人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～



### 4. セルフチェックリスト

#### (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり

##### 参照すべき条約等

＜子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）＞

第3条 子どもにとつてもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

＜保育所保育指針＞

第1章 総則 4 保育所の社会的責任

(一) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と 考えられるかわり <small>あなたの 保育では？</small>	チェック欄	より良いかわりへの ポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品を見て、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすよに働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
4	日 中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉かけをする。	口していない 口している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	口していない 口している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった?すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉かけをする。	口していない 口している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを書き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉かけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	口していない 口している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに目指すのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしましました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	口していない 口している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルも囮に困ること成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	口していない 口している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があつて、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考え方で判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	口していない 口している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

## (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ

### 参照すべき条約等

＜子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）＞

#### 第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

#### 第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	日 中	集団行動をするための言葉かけをした際、言葉かけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉をかける。	口していない 口している (したことがある)	「〇〇しないなら〇〇できない」との言葉かけは、子どもたちに行動を強要するかかわり（脅し）です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉かけをして子どものやる気を育てていきましょう。
2	昼食時	ごはんをこぼした子どもに対して、床に落としたものを拾って食べるよう促す。また、ほかの子どもが大勢いる前での指摘は、「この子はいつもこぼしている」との先入観を子どもたちに持たせることにつながります。	口していない 口している (したことがある)	衛生的でなく、大人は決してしないことを子どもに強要するべきではありません。また、ほかの子どもが大勢いる前での指摘は、「この子はいつもこぼしている」との先入観を子どもたちに持たせることにつながります。子どもたちが互いに尊重する心が育つよう、配慮しましょう。
3	午睡時	なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事が出来ないんだよね」と言う。	口していない 口している (したことがある)	自分の仕事を優先して考えるのではなく、子どもの気持ちやその日の状況に配慮したかかわりをしましょう。
4	午睡時	寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	口していない 口している (したことがある)	午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるよう言葉かけをしましょう。
5	その他	どなったり、「〇〇しなさい」との言葉や子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。	口していない 口している (したことがある)	子どもに恐怖心を与えて、保育者の指示に従わせるのではなく、子どもが自ら行動できるような言葉かけを心がけましょう。

## (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる?」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉掛けをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目ににつかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉掛けをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった?すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉掛けをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉掛けをしましょう。
7		食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。

8	降園時	<p>お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。</p>	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	<p>子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。</p>
9	その他	<p>子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。</p>	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	<p>子どもそれぞれに理由があるで、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者的一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。</p>
10		<p>自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。</p>	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	<p>自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。</p>